第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

**平成２６年（フ）第７４号**
香川県丸亀市川西町北136番地22
破産者　西本　寿良
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２６年（フ）第２５２号**
長崎県西彼杵郡長与町本川内郷848番地
破産者　柿田　経介
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第３７８号**
北九州市小倉南区津田新町４丁目３番２－401号
破産者　岡本　　泰
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第１０１１号**
北海道千歳市青葉７丁目10番35号
破産者　板垣　敏英
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２号**
北海道浦河郡浦河町堺町東３丁目10番８号
破産者　小室　光平
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２５年（フ）第１４号**
岩手県盛岡市西見前18地割132番地５、開始決定時の住所岩手県八幡平市松尾寄木第１地割618番地51
破産者　小笠原義章
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第７９５号**
仙台市泉区将監９丁目２番１－204号、開始決定時の住所仙台市泉区南中山１丁目27番地の225
破産者　内田　良子
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第１３６号**
長野県木曽郡上松町駅前通り２丁目46番地
破産者　稲沢酒店こと　稲澤　尚志
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第１９４６号**
名古屋市瑞穂区彌富通３丁目50番地　ユニーブル瑞穂運動場東601号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区春山町11番地の11　グランデール南山Ａ棟202号
破産者　古川みさ子
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第７５８号**
名古屋市中川区小本２丁目13番24号　ピアときわ203号、開始決定時の住所名古屋市中村区大宮町２丁目87番地の４
破産者　米のなかやこと　中屋　清政
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１５４６号**
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目18番６号　新屋敷方、開始決定時の住所大阪市城東区鴫野西２丁目１番２－1109号
破産者　倉本　眞琴
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１０２５号**
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８－405号、前住所大阪市東淀川区下新庄３丁目９番63号
破産者　奥野　哲雄
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１４９５号**
大阪府寝屋川市中木田町25番23号　都マンション203号室、開始決定時の住所大阪府大東市三箇５丁目６番12号
破産者　藤上　光司
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１６６１号**
大阪市都島区御幸町２丁目13番22号　メゾンド西宮301号
破産者　杉井　和廣
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４７０号**
大阪府茨木市三島丘２丁目30番２－107号
破産者　上田　真菜
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７７７号**
大阪府守口市藤田町５丁目28番８号
破産者　山本　葉子
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１６１号**
相模原市南区相模台団地５番２－403号
破産者　北澤　茂雄
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部